

## 島津家本『太平記』考

『太平記』諸本には全巻に亘ってではないが、いくつかの巻に限って極めて独自の記事を有する伝本がある。そうした独自記事の生じた背景には、少なくともそれらを取り込んで『太平記』を形成してゆく状況が在ったことは確かである。巻一は本文異同の比較的少ない巻ながら、左掲諸本は主にその末尾に浅原為頼内裏乱入事件・中宮御産祈禱(重出)・中原章房変死事件等の特異記事を持つ。現存本では今川家本・吉川家本、また現在所在不明の島津家本(天理図書館蔵「太平記抜書」・「参考太平記」等から)・金勝院本(参考太平記)から)がそれである。更に中原章房変死記事のみ、それも非常に簡略ではあるが米沢本・学習院本にも存する。

小稿では島津家本を対象に据え、巻一の特異記事について考えた。今川家本・吉川家本は一応完本として整い巻一以外にも問題点多く、全巻を通じての性格の究明は他日を期す。

島津家本とは、巻二十二を欠き島津家に蔵される伝本として『参考太平記』が引く一本を言うが、現在は所在不明である。また島津家本と流布版本の『太平記』とを比較し、主として流布本にない異文箇所を抜き書きしたものとして、

(A)内閣文庫蔵「太平記補闕」(以下、内閣本と略称)

\*長 坂 成 行

(B)天理図書館蔵「太平記抜書」(以下、天理本と略称。青木晃氏による翻刻がある)

(C)神宮文庫蔵「太平記抜萃」(以下、神宮本と略称)

(D)東京大学史料編纂所蔵「異本太平記纂」

の諸本が現存する。これらの関係について加美宏氏は、(B)天理本と(C)神宮本とは親子関係乃至は兄弟関係があり同内容と看做し得ること、(A)内閣本の巻一部分は(B)天理本・(C)神宮本の巻一部分とは別系統であること、巻一以外の抜書部分は(A)内閣本・(B)天理本・(C)神宮本ともに同系統であること、また「参考本」の島津家本の異文引用は島津家本そのものに拠つたのではなく、右掲「太平記抜書」の類に拠つたとする高橋貞一氏の説は、少なくとも(A)内閣本・(B)天理本・(C)神宮本にはあてはまらないこと、等を明らかにした。「太平記」享受史研究の一環として所謂「太平記抜書」の類を精査した加美氏の所論、論旨明解で固然する所がない。以下、氏の論に負いつつ諸本研究の立場から稿を進める。なお(D)「異本太平記纂」は未見であるが、亀田純一郎氏に拠れば総目録付す由、恐らく(B)天理本・(C)神宮本とはほぼ同内容であろう。

一、目録から

島津家本『太平記』は所在不明乍ら、幸なことに(B)天理本・(C)神宮本に拠つて全三十九巻の目録を知ることが出来る。旧稿で簡単に触れたが、注目したいのは「抜書」の類にみる島津家本の目録が、近時長谷川端氏の紹介にかかる神宮徴古館本『太平記』の目録と誤字を除けば細部に至るまで完全に一致することである。『太平記』の諸本において目録の書き様は、各系統(例えば南都本の類・天正本の類の如く)それぞれに特徴があり、目録のみでもかなりの程度伝本の系統付け(分類)が可能である。勿論、巻頭目録の章段名と本文中の章段名とがくいちがう例えば野尻本の如きにはこの考えは適用出来ないが、神宮徴古館本は現存諸巻<sup>(12)</sup>で判断する限り巻頭目録と本文の章段名は一

島津家本	神宮徴古館本	内閣文庫本
1 先代草創事 <small>付後醍醐天皇御事</small>	1 先代草創事 <small>付後醍醐天皇御事</small>	1 先代草創平氏権柄事 <small>付後醍醐天皇御事</small>
2 立后御事 <small>付三位殿</small>	2 立后御事 <small>付三位殿</small>	2 立后御事 <small>付三位殿</small>
3 儲王御事	3 儲王御事	3 儲王御事
4 御産御祈事 <small>付俊基</small>	4 御産御祈事 <small>付俊基</small>	4 御産御祈事 <small>付俊基</small>
5 無禮講事 <small>付俊基</small>	5 無礼講事 <small>付俊基</small>	5 無礼講事 <small>付俊基</small>
6 隠謀露頭事	6 隠謀露頭事	6 隠謀露頭事
7 土岐多治見発向事	7 土岐多治見発向事	7 土岐多治見発向事
8 資朝俊基生捕事	8 資朝俊基生捕事	8 資朝俊基生捕事
9 告文使立事 <small>付俊基</small>	9 告文使立事 <small>付俊基</small>	9 資朝俊基関東下向事
		10 勅使関東下向事 <small>付御告文事</small>

致する。参考までに巻一を例に島津家本の目録を神宮徴古館本・内閣文庫本のそれと共に示す。(上表)

島津家本・神宮徴古館本(玄玖本の類)と内閣文庫本(南都本の類)の目録は極めて接近しながらも、5「無礼講事」の「付」の部分、内閣文庫本の9「資朝俊基関東下向事」という章段名の有無、同本10「勅使関東下向事付御告文事」(島津家本では9に相当)の章段名において小異がある。島津家本・神宮徴古館本と内閣文庫本とは近いが別類出来ることを予測させる。その中で島津家本と神宮徴古館本の両本は「付」の書き様まで完全に同一である。従つて目録から推する限り、島津家本は神宮徴古館本の系統、即ち玄玖本の類であろう。この予測は、巻一を除いて後述する本文検討の結果と一致する。

二、「太平記抜書」と「参考太平記」

「抜書」の類の今一つの問題として「参考本」との関係がある。考察の便のため、両者の成立時に触れておく。(A)内閣本には寛文八年(一六六八年)及び延宝元年(一六七三年)の、(B)天理本・(C)神宮本には延宝七年(一六七九年)のそれぞれ識語がある。また「参考本」は元禄四年(一六九一年)の刊記を持つ。要するに「抜書」の類の方が「参考本」よりも成立が古いことをおさえておけばよい。

高橋貞一氏は「参考本に島津本の特異としてあげたものは、この太平記抜書(天理本——引用者注)によつたものであって、四十巻の島津本によつたものではない」と述べ、該説に就き加美宏氏は次の例を根拠に疑義を呈した。「巻一、資朝俊基生捕ノ事」(天理本・神宮本の章名による)の章からの抜き書きとして、資朝・俊基が鎌倉に護送され、高時の命をうけた工藤高景に尋問された時、俊基がすこぶる理になつた弁明をしたため、高時もその理をみとめたという意味の異

文を載せる。「参考本」も合わせてその比較を示す。

内 閣 本	天理本・神宮本	参 考 本
工藤モ實ニモト領納シテ、立返リ、此由ヲ相模入道ニ具ニ申ケレハ、其謂有トヤ思ケン、少シ理ニ服スル上、此人ニハ日比朝廷ノ近臣ト云テ、才學優長ノ器タリシカハ、 <u>盜夷騎奢ノ臣ト云ナカラ</u> 、世ノ謗、君ノ御憤ヲ憚ケルニヤ、 <u>敵問ノ沙汰ニモ及バズ</u> 、只尋常ノ囚人ノ如ニテ、侍所ニ預置レケル。 (四ウ〜五オ)	工藤モ實ニモト領納シテ、立返リ、此由ヲ相模入道ニ具ニ申ケレハ、其謂有トヤ思ケン、少シ理ニ服スル上、此(人々ハニツク) (天理本翻刻58頁下)	工藤モ實モト領納シテ、立歸リ、此由ヲ相模入道ニ具ニ申ケレハ、其謂有トヤ思ヒケン、少理ニ服スル上、此人々ハ俱ニ朝廷ノ近臣、才學優長ノ人ナリケレハ、 <u>榜問ニ及ハス</u> 、故シ囚人ノ様ニテ、侍所ニ預ク、云々、 (刊本17頁下)

氏は「天理本・神宮本には省略されている部分(波線部)「此人々ハ」以下を指す——引用者注)も、「参考太平記」には島津家本からの引用(と——引用者補)して引かれており、「一方省略されていない内閣本の文と『参考太平記』の引用部分とを比較しても若干の相違が認められる」が故に、「拔書」の類→「参考本」という関係は少なくとも内閣本・天理本・神宮本にはあてはまらない、とする。

前者の天理本・神宮本と「参考本」との関係は、先行するものに無い詞章を有するという点で氏の指摘のとおりであろう。しかし内閣本と「参考本」との関係については少しく問題が残る。即ち、内閣本と「参考本」は詞章に小異あるものの事実経過としての文意に差なく、内閣本の詞章の一部(傍線部)を省略すればほぼ「参考本」の詞章に

等しくなるという点である。

加美氏説が成立するためには、「参考本」が諸本の本文詞章を引く際、完全に正確に引用する態度を持つ、という前提条件が必要になる。周知の如く「参考本」は「太平記」をあくまで修史の助けとして利用する目的で編んだもので、記事中の姓名・官位・年月日・地名・人数等歴史的事実に関する事柄については極めて厳密であるが、詞章の末節になると不完全な引用の例が見える。従って前掲一例のみでは、「拔書」の類→「参考本」、の可能性皆無と言い切るには不安が残る。

該問題解決のためには、先の天理本・神宮本と「参考本」との関係の如く、「参考本」が「拔書」の類に無い詞章を載せる例を示すことが有効である。

「巻一 儲王ノ御事ノ段」の異文のうち第四宮についての記述。

内閣本・天理本・神宮本	参 考 本
第四ノ宮ハ帥親王ノ御同胞ニテ御シケリ、 是ハ聖護院ノ覺助法親王ノ御附弟 <sup>弟内</sup> ニテヲハ セシカハ、法水ヲ三井ノ流ニ汲ミ記別ヲ慈 尊ノ暎二期シ給フ。(天理本翻刻58頁上)	四宮ハ帥親王ト御同胞ニテ、 藤實俊卿女ノ御腹ナリ、聖護院 覺助親王 <sup>後時暎</sup> 帝皇子御附弟ナリ、云々。 (刊本7頁下)

「参考本」所引の島津家本は右の如く簡略(恐らくは「参考本」の省略)であるが、「藤實俊卿女ノ御腹ナリ」(傍線部)という詞章を有し、「拔書」の類→「参考本」という考えでは理解出来ない。

同じく巻一「御告文事并疵腹等事」のうち中宮御産祈禱の記事を天理本で示す。

中ニモ如法愛深明王ノ法ハ御室寛性法親王、七佛薬師法ハ梨本ノ承覚法親王、五壇法ハ中壇ハ座主尊雲法親王、大熾盛光法ハ青蓮院ノ慈道法親王、尊皇王法ハ聖護院ノ尊珍法親王、五大虚空藏法ハ性圓法親王、六字法ハ聖壽僧正、金剛童子法ハ道照僧正、如意輪法ハ道意輪法ハ道意僧正、尊勝法ハ桓守僧正、一字金輪ハ淨經僧正、文殊八字ハ親源僧正、普賢延命鳥瑟沙摩等法ハ賢助僧正、如法北斗冥道供等ハ慈嚴僧正、又昭訓門院ノ御沙汰ト云テ、如法佛眼法ヲ慈勝僧正勤仕セラル、達智門院ノ御沙汰ト云テハ准胝易産法ヲ信耀僧正勤修セラル。  
(天理本翻刻60頁上)

天理本の傍線部が『参考本』では④に入る。『抜書』の類→『参考本』ならばわざわざ記事順序を変えたことになる。しかもこの場面、各種祈禱を担当した僧名列挙であり、固有名詞に敏感な『参考本』の錯誤とは考え難く、『参考本』の引く鳥津家本は『抜書』の類に拠ったものではあるまい。

顕著な二例を挙げたが、その他「巻八、三月十二日京合戦事」の異文においても『参考本』は『抜書』の類に無い詞章を持つ。如上結局の所、内閣本・天理本・神宮本に関する限り、『抜書』の類→『参考本』とは考えられず、加美氏所説に首肯出来ることを確認した。が、未だ問題は残る。ならば『参考本』所引の鳥津家本は鳥津家本そのものから直接引用したものか、ということである。以下に『抜書』の類と『参考本』の異同掲出箇所を表示する。

番号	「抜書」の類	参考本	備考
(1)	巻一「儲王ノ御事ノ段」 (57頁下ノ58頁上)	6頁上・下、7頁上・下	

(15)	巻三十三「相模守清氏隠謀露見ノ事ノ段」 (65頁上・下)	指摘ナシ	玄玖本(四)231頁
(14)	巻二十三「高土佐守被盜傾城事」 (印本太平記ト同シト注ス) (64頁上ノ65頁上)	指摘ナシ	玄玖本(四)441ノ447頁
(13)	巻十七「義貞没落事」 (63頁下)	指摘ナシ	玄玖本(四)82頁
(12)	巻十六「新田義貞兵庫取陣事付楠遺言ノ事」 (63頁下)	533頁上	玄玖本(四)578頁
(11)	巻十四「箱根合戦事付竹下合戦事」 (63頁上・下)	437頁上・下	玄玖本(四)393・394頁
(10)	巻八「三月十二日京軍事」 (63頁上)	217頁下ノ218頁上	玄玖本(四)462頁
(9)	巻八「右内ノ内」(丹心の事) (62頁下)	216頁下	玄玖本(四)458頁
(8)	巻八「摩耶城合戦争付酒辺瀬川合戦事」 (62頁下)	214頁下ノ215頁上	玄玖本(四)455頁
(7)	巻三、終(楠、金剛山に入る事) (62頁上・下)	94頁上・下	玄玖本(四)209ノ212頁
(6)	巻一「御告文事」 (60頁下ノ61頁下)	22頁下ノ25頁上	
(5)	巻一「御告文事」 (59頁下ノ60頁下)	8頁上ノ9頁上	
(4)	巻一「御告文事」 (58頁下ノ59頁下)	20頁上ノ22頁下	
(3)	巻一「資朝俊基関東下向ノ事ノ段」 (58頁下)	18頁上(割注のみで、本文引用なし)	
(2)	巻一「資朝俊基生捕事」 (58頁上・下)	17頁上・下	

⑭	指摘ナシ	卷二十八「官方蜂起事付 桃井没落事」 (65頁下)	指摘ナシ	玄玖本⑩3頁
⑬	指摘ナシ	卷二十二「畑六郎左衛門 事」 (17頁上)	卷二十二「義助参芳野附 隆資聊物語事」 (131頁下)	
⑫	指摘ナシ	卷二十三「大森彦七事」 (144頁下)		

記事分量の多少は別にして「抜書」の類に拠れば島津家本の異文は十六箇所、そのうち十二箇所は「参考本」の指摘に重なる。「抜書」の類にあって「参考本」が指摘しない⑬⑭の異文は、実は流布本と一致し「参考本」は異文と看做さない。一方「参考本」は、忽卒の調査で見落しあるかも知れぬが、計十五箇所の異同を示す。

「抜書」の類に無く「参考本」にみえる⑬⑭の三項は、卷二十二の有無及びそこから派生する記事順序に関する注記で異文ではない。例えば⑬は卷二十三「大森彦七事」の冒頭、一字下げで次の如く注す。

島津家、北條家、金勝院、西源院、南都本、此段出義助下向豫州段下、義助病死段上、而云、其比伊豫國三希代ノ不思議アリ、當國任人大森彦七ト云者アリ、云々、(以下略) (刊本144頁下)

天理本・神宮本の目録卷二十四は  
第二十四卷

- (一) 義助朝臣豫州下向事
- (二) 正成怨靈乞劍事
- (三) 義助朝臣死去事付河江城軍事
- (四) 備後嗣軍事

⑭世田城落事

(翻刻54頁下)

とあり、(一)「正成怨靈乞劍事」の章段が「参考本」(流布本)の「大森彦七事」の章段に相当し、確かに義助伊予下向の章の後、義助死去の章の前に位置する。しかし「抜書」の類の目録のみで「参考本」の如く判断出来たかどうかは疑問であり、かつ「其比」以下極く僅少ではあるが本文を引用することは不可能なはずで、やはり島津家本の本文そのものを見ての注記引用と解するのが自然である。該項も前述加美氏説補強の傍証たり得よう。

ともあれ島津家本の(流布本に比しての)異同箇所は十数箇所で、「太平記」のあの膨大な分量に比するに異常に少ない。「抜書」の類は「厳密な比較を施したものでないことが明らかであり、又その他の巻でももっと差異がある筈である。」という高橋貞一氏の説に耳を傾けざるを得ない。では「参考本」の島津家本は何に拠ったのか。一つ気になるのは「抜書」の類と「参考本」の異文指摘箇所が殆んど一致することである。即ち「抜書」の類→「参考本」という直接の引用関係は無いものの、両者が全く無関係に成立したとは思われない。膨大な「太平記」の比較校合を、「抜書」の類と「参考本」とが時を隔てて各々全く独自に行ない、その結果、異文指摘箇所(特に、どこからどこまでを異文として示すかという点まで)が偶然一致したと考えるのはいささか不自然である。「抜書」の類と「参考本」は何らかの關係を持つ。

一推測として次の如き経緯の想定も可能である。「参考本」作成のための諸本校合時、何らかの事情で島津家本は長期の借覧が許されず、忽卒裡に比較せねばならなかった。その際島津家本の異文箇所を「抜書」の類に拠って知り、それを参照しつつ本文引用は島津家本そのものに拠った。前掲⑬⑭の四項は流布本に一致することを本文に

よって確認除外した。南都本・天正本等と違い、島津家本は水府所蔵でないという事情を考慮すれば、斯く推することも強ち的はずれでもあるまい。

島津家本そのものが所在不明である以上、あくまで傍証による考察にとどまるが、『抜書』の類と『参考本』の関係については以上の如く考える。

### 三、卷三以降について

『抜書』の類が島津家本の異文として挙げるもののうち卷一以外の部分、即ち前表(7)~(10)の十項の異文を玄玖本と比較すると、詞章の極く微細な異同はあるものの殆んど一致し玄玖本の系統に最も近い。例示は略すが前表備考欄に相当頁を示す。僅か十箇所の異文で島津家本卷三以降が玄玖本系統の本文を有するとの速断は許されないが、掲出部分においては玄玖本系統と言える。しかし島津家本が玄玖本系統であったならば「その他の巻でも」と差異がある筈で、『抜書』の類の異文も全巻を詳しく比較したとは考え難い。例えば玄玖本系統伝本においては卷二十七「雲景未来記事」を欠くことが一つの特徴である。仮令本文を見ずとも、『抜書』の類付載の島津家本目録からある程度そのことは推測可能にもかかわらず、『抜書』の類・『参考本』とも島津家本の「雲景未来記事」の有無には触れない。

掲出異文十箇所のうち、卷三の末尾(7)楠、金剛山由来のこと<sup>19</sup>以外はさして言及すべき点ない。

(前略)今生ノ逆罪ヲ翻テ當来ノ値遇トヤ成リ給ヌラント是モ頼ハ浅カラス<sup>(20)</sup>其後楠ハ宗徒ノ一族等ニ相談シテ、紀伊ト河内トノ堺金剛山ト云山トノ入ニケル、此山ト申ハ山伏巡礼ノ峯、大峯葛城者頂ナリ、靈験ノ由来ヲ尋ヌレハ、昔シ文武天皇ノ御宇ニ靈異ノ行者アリ、役ノ優婆塞トソ申ケル

(中略——役行者の事蹟)先ハカトル深慮アツテ楠ハ此山ニ城郭ヲハ構ケル、矢石ノ堅ニヨリテ、命ヲ輕スル、是忠貞ヲ重スルユヘナリト云事ヲ知ケリトテ、正成カ武略ヲ讚ヌ者無リケリ、

(翻刻62頁)

役行者が住んだ靈地を要害に選んだ楠正成の深謀遠慮を称える一節である。「其後」以前の部分は「桜山自害事」の文末で、楠の話は章段を区切ることなく続いておりいささかの唐突さは否めない。即ち楠が金剛山に城を構えた話は、文脈としては「桜山自害事」の前の「赤坂城合戦事付楠偽落城事」に接続し、自害を装って赤坂城から逃れた正成のその後を語る後日譚で、その位置・記事内容からして増補記事の可能性が高い。

ところで該記事は多くの伝本に無く、僅かに玄玖本の類・毛利家本・天正本の類及び一部の古活字本にのみ存する。毛利家本・天正本の類は玄玖本の類と同じく「桜山自害事」の章段に続けて「其後……」とするが、古活字本は章段を改めて「楠構金剛山城由緒事」と立項する。このこと寓目した西尾市立図書館蔵慶長十五年片仮名交り十二行古活字本によって確認できる。流布本の前段階とされる梵舜本にも無い楠、金剛山のこと<sup>21</sup>の異文が、一部の古活字本に残存することは所謂流布本の生成・系統を考える上での一指標となる。

### 四、卷一について

以下は島津家本の卷一の異文についてだが、構想上問題と思われる卷末の特異記事(4)・(5)・(6)<sup>22</sup>を中心に述べる。なお(4)告文先例以下の大要については、島津家本と殆んど同文の吉川家本に拠って矢代和夫氏の剽切な紹介がありなるべく重複は避けたい。

## (1) 儲王御事

他本にも在る後醍醐天皇の主な皇子に関する記述であるが、内容的には他本とはかなり異なる。<sup>(24)</sup>加美氏は島津家本の記述は他本より史実に近いと考えられるが、文章接続の不自然さから後の増補記事と看做すべき部分があるとする。<sup>(25)</sup>ところで内閣本は天理本・神宮本に無い恒良・成良・義良三親王に関する記述を持つ。内容を要約すると共に参考までに『本朝皇胤紹運録』<sup>(26)</sup>の記述を示す。

皇子名	内閣本	本朝皇胤紹運録
恒良親王	准后藤子腹。元弘四年正月廿三日立坊。建武三年十月北国行。	前坊。元弘四正廿三立坊。母准后新待賢門院。
成良親王	同腹。尊氏の沙汰として建武三年十一月十四日立坊。先帝吉野出奔の時、廃す。	前坊。上野太守。征夷大將軍。建武三十一十四立坊。母同。
義良親王 (九七代 後村上天皇)	同腹。建武三年十月冠礼。吉野に伴なう。南朝の天子。	陸奥太守。於南方 <sup>三</sup> 称 <sup>レ</sup> 君。母 <sup>三</sup> 後村上天皇 <sup>二</sup> 云々。母同。

何れも准后阿野廉子(新待賢門院)腹である。他本、廉子腹の皇子の記述はない。『太平記』諸本は直前の「立后御事付三位殿御局事」の章段で後醍醐天皇の後宮のことを叙し、西園寺実兼女中宮嬪子に寵無く、それと対照的に阿野廉子が帝愛を専らにしたという。そして廉子専横を「奈何ニセン、傾城傾国ノ乱レ今ニ在ヌト覚テ、浅猿カリシ事共ナリ」と批判する。「儲王御事」は諸皇子の資質優れることを記し、それを「誠ニ王業再興ノ運、福祚長久ノ基」と称える。従って批判的に描かれる廉子の腹に生まれた諸皇子のことを書かないのは構想上当然とも言える。更に右掲三皇子は南北朝分裂のころになって重要

な役割を果たす登場人物で、巻一開巻早々の構想にはそぐわない。内閣本はそうした事情を別にして、この三人も後醍醐の皇子であるという理由、即ち歴史的事実を補なう意味で増補したものであろう。

## (4) 告文先例

他本巻一は日野俊基赦免、資朝佐渡配流で終わるが、島津家本はその後に告文を鎌倉に持参し高時の怒りを鎮めた万里小路宣房が、その功により大納言に転じた記事(3)をのせる。本項はその告文についての先例である。

正応三年(一二九〇年)三月十日、浅原為頼父子三人、郎従二人が内裏へ乱入、伏見天皇襲撃を企図したが、果たさず紫宸殿にて自害。事の背後には大覚寺・持明院両統の皇位継承にからむ確執があり、龜山院(中院・大覚寺統)にも疑いが及ぶ。そこで院は「一紙ノ天書ニ御誓言ノ一句ヲ載テ関東へ下」すにいたる。

皇居乱入といういさか衝突的なこの事件、『保暦間記』・『中務内侍日記』・『増鏡』等にも見え、島津家本のみが伝えるというわけではない。ここでは最も詳しい『増鏡』第十一「さしぐし」にみる記事と比較する。部分的に記事の精粗・微細な相違はあるものの、事件の概要は殆んど同じである。武士三、四人が宮中に乱入したこと、帝は逸早くのがれたこと、中宮付の侍(長)景政が防戦負傷したこと、浅原等が切腹の上、腸を繰り出して死んだこと、三条宰相中將実盛に嫌疑かかり六波羅に召捕られたこと、龜山院にも疑いが及び院は自らは関与しない旨の誓言を関東へ遣したこと、九月龜山院が出家したと等、事実経過に関する記述はすべて『増鏡』に一致する。注意したいのは、龜山院の出家を事件後の秋九月とすることで、古典大系本『増鏡』頭注が指摘する如く史実では院の出家は前年の秋、即ち正応二年九月七日のことである。島津家本は「歎而餘り多ク悔テ益ナシト

テ、中院ハ御歳四十八ト申シ、其秋九月七日花ノ飾ヲ落シ、禪林寺ノ幽跡ニ御塾居有テ遂ニ桑門ノ禪室」に入つた、と記すことから明らかになように事件と出家に因果関係ありと看做す。これは「増鏡」も同様である。この両者に共通する虚構は全く無関係になされたものであるうか。「増鏡」→島津家本という速断は控えたいが、事実関係が一致することも併せ考えれば、少なくとも両者の拠つた資料に共通するものがあつたとは言えよう。

「増鏡」の方の叙述が詳しい部分は、乱入した武士に主上の居所を問われた際、別の方角を教えた女房の機転が主上の命を救つたこと、浅原父子三人の自害を、

夜の御殿の御しとねの上にて、浅原自害しぬ。太郎なりける男は、南殿の御帳の内にて自害しぬ。弟の八郎といひて十九になりけるは、大床子のあしの下にふして、寄る者の足を斬りくしけれど、さすがに、あまたしてからめんとすれば、かなはで自害すとても、腸をばみな繰り出して、手にぞ持たりける。  
(大系本38頁)

の如く個別に詳述すること、浅原は三条宰相家に伝わる鯨尾なる刀で自害したこと、西園寺公衡が事件の背後に亀山院が在ることを後深草院に告げたこと、等である。このあたりの宮廷関係の叙述は島津家本に比べかなり詳しく、依拠資料・情報の存在を思わせる。大系本の補注三二五が「島津本等の記述が、増鏡を参考にしたものか、あるいは、増鏡の資料とした記録によつたものかは、はっきりしない」とする如く、「増鏡」(或いはその資料)→島津家本、という方向は確かだろう。

一方、島津家本は大覚寺・持明院兩統の確執の原因・歴史、及びそれに関東の意志がからむ皇位継承問題にかなりの字数を費す。兩統対立の歴史を物語り、その中に告文の先例を位置づけようとする姿勢を

示すものである。

告文先例の大尾は次の如く結ぶ。

去ハ今又御告文ヲ下サレ一旦武臣ノ讎念ヲ解レシコト、彼御嘉陽ナラン。

然ハ今ノ御隠謀モ若輩上ヨリ出ハ彼御遺恨ヲ散セラレ、此御餘執ヲ資奉ラ

ン為ノ御配立ナルベシ。カクテ関東モ暫憤念ヲ休シ上ハ、世上モ今ハ隠ナ

リシカバ、万人王花ニ誇リ一天無事ニ樂ム。  
(翻刻59頁下)

即ち関東の怒りも鎮まり世上も平和になつたといささか樂觀的ながらも終結の文辭に相応しい。正中の乱に関する叙述はここで終わり、島津家本の異文が増補されたものにしても巻一は構想上ここで区分されるべきである。

##### (5) 御産祈禱

しかるに島津家本巻一は更に続く。「嘉暦二年ノ春夏ノ比ヨリ、中宮ハ御懷妊ノ疑御スト聞ヘシカバ、御祈禱ノ数々兼日ヨリ定メ修セラ」ル」で始まる中宮御産祈禱の記事である。この記事は今川家本・吉川家本で確認できるように「儲王御事」の次章段に既出であり、「太平記」の章段としては重出である。諸本、前出部分は元亨二年(一二三二年)春の事とし、正中の乱の前提として虚構する。周知の如く史実的には嘉暦元年(一二三二年)が正しい。重出分である島津家本の記述は、しかし前出分に比し一層詳細で約三倍程の分量を持つ。大きな特徴は各種祈禱の種類とその担当僧名を列挙すること、妊者の産時を過ぎてその兆候見えず諸人のきびしい批判があつたことを詳述することの二点である。

この記事も「増鏡」第十五「むら時雨」冒頭の記事と内容的に相似する。例えば引用は省くが僧名は殆んど重なり、ここでも「増鏡」・島津家本の依拠資料の共通性が窺える。但し「増鏡」はこの祈禱の背後に関東調伏の意図ありとは記さず、島津家本との姿勢の差異は明ら



かである。

嘉暦二年（一二三七年）、（史実は嘉暦元年で一年ずれる）と言え  
ば、正中の変（正中元年＝一二三四年）と、巻二冒頭の南都北嶺行幸  
（元徳二年＝一二三〇年）の中間年で、この記事は巻二以降の元弘の  
乱前夜の朝廷の情勢を描くものとして位置づけることが出来、その意  
味では史実的な裏付けもあり、軽々に重出とは片付けられない存在で  
ある。構想上のつながりを考慮するならば、巻二はこの記事から説き  
起こされるべきであろう。

#### (6) 章房変死

元徳二年（一二三〇年）四月一日のこと、時折降る小雨をついて清  
水寺に参詣した大判事中原章房はその帰途、西の大門において旅人風  
の何者かに斬殺された。子息章兼・章信等による犯人探索の結果、名  
誉の悪党瀬尾兵衛太郎一味の犯行と断定、彼らの隠れ家を急襲、つい  
に父の仇を討つ。章房は朝廷の信あつく、ために後醍醐から討幕計画  
の相談を受けたが、彼は事の無謀をきびしく諫めた。重大事を漏らし  
たものの、却って章房の反対にあったことを恐れた帝は、密かに平成  
輔に命じ刺客を送ったというのである。

血腥漂う、そして非常に醜悪な事件であるが、島津家本はこれを刻  
明に伝える。例えば、息章信等が瀬尾を討ちとる場面。犯人瀬尾の居  
所をつきとめ、そこを包囲探索するが雑人一人としておらず、塗籠を  
破り板敷の下まで探しても発見できない。しかし瀬尾が外出した様子  
もない。

此上ハ力ナク返ントスル處ニ、心トキ者走返テ藤天井構ヘタルヨミアケル  
ニ、人ノ衣袋ノ妻スコシ見ヘケレハ、サレハコソト肝付テ、先長刀ニテ藤  
天井ヲハネヤフルニ、忽チ人コソ隠レイタリケレ。

着物の袂が僅かにのぞいたのでそこに人が隠れていると判断したとい

う。非常に真に迫った描写で、実見ではないにしても事件の当事者か  
らでなくては伝え得ない状況である。

該事件については史料が少なく、僅かに「常楽記」・「東寺執行日  
記」が略記するにとどまる。後者を引く。<sup>(3)</sup>

（元徳二年）

。四月一日、章房於清水寺被打了、

五月十七日、章房嫡子章兼、母父親敵人、於白河被打執了、一人召執  
了、被打執了、名誉悪党セノヲト云者也、敵人之段、実否未治定者歟、  
鳥津家本の記述と矛盾はないが今一人を生捕りにしたらしい。ここで  
も「名誉悪党セノヲ」とあり、当時名高い男だったのだろう。

なお米沢本は他本と同様に日野資朝佐渡配流のこと（但し米沢本は  
本間山城入道に預けたとする）を記した後、(3)・(4)・(5)の記事は無  
く、「主税判官章房依勅定申留被誅事」と題する章段を設け、章房変  
死のことを略述する。島津家本に比し非常に簡略<sup>(32)</sup>で、章房殺害場面及  
び瀬尾追討の記事は無い。僅かに主上に諫言する条のみがあり、ため  
に殺されたとする。章房諫言の部分は島津家本と殆んど同文で、米沢  
本の本章段はおそらく島津家本からの抄出によって成ると見るべきだ  
ろう。

章房変死は元徳二年四月一日、その直前の三月に後醍醐は南都北嶺  
に行幸している。討幕の挙兵に備えて山門南都の大家を御方に引き入  
れんがためである。（巻二「南都北嶺行幸事」）目的はともあれ主上  
行幸という表面上は盛儀の背後に、近臣をも暗殺せねばならなかった  
という討幕派の重苦しい状況が在ったわけで、島津家本はそこから目  
をそむけない。身の危険をも顧みず諫言する廉直の士は「太平記」の  
好んで描く所、章房には後に登場する万里小路藤房の相に通うものが  
ある。後醍醐に対する再三の諫言を容れられなかった藤房の遁世と共

に西園寺公宗謀反——中先代の乱が生起する(卷十三)如く、章房変死は後醍醐及びその周辺の強硬的討幕行動の顕然化を予告するものと言えよう。

さて他本の中原章房に関する記述に少しく触れる。天正本の類巻四「俊明極来朝参内事」において、元徳二年の春、元より来朝した俊明極が参内し、官人章房には天亡の相ありと予言する場面、今一箇所は同じく天正本の類巻十三「石清水行幸事」において供奉の人数の中に「勢多判官章房」の名が見える条である。後者は建武元年九月二十一日のこと、既に章房は故人で「参考本」(387頁上)が疑問を呈する如く誤りである。この章房は『大日本史料』第六編之一の同日条所引の「太平記」割注の言う「章兼」が正しい。章兼は、建武元年八月の「雑訴決断所結番交名」第五番に「勢多大判官章兼」と見える。天正本の類巻十三の記述は父章房と混同したのだろう。

巻四の記事について、俊明極の来日は史実では元徳元年春、参内はその六月。天正本の類よりは一年早くなるが章房天逝の予言のために不都合はない。明極予言の史実の有無はともかく、天正本の類で中原章房に関する記述が見えるのは前述巻十三の誤りの条を除けば、ここ一箇所のみであり、章房に天亡の相ありと記されても読者としては全く唐突で、しかもその予言の当否も不明である。即ち島津家本巻一にみる章房変死記事と呼応せしめてこそ、はじめて意味が生じるのだが、天正本の類にその記事なく矛盾とまでは言えないにしても不自然と言う他ない。天正本の類の著述者は島津家本巻一の如き記事にも目を通したはずで、でなければ巻四の予言はあり得ない。周知の如く、天正本の類が歴史的事実を補なう傾向を持つ伝本であるにもかかわらず、島津家本にみるような記事を取り入れなかったのは何故か。単なる物理的因由か、それとも天正本独自の著述構想にそぐわないため

か、或いは島津家本の「裏面暴露的」記事の他見を憚ったのか、更にはまた別な理由があるのか、今は疑問を残すばかりである。

## 五、結 び

正中の変(一二三四年)と元弘の乱(一二三一年)との間には六年余の年月があり、この間にも様々な重要事件が発生しているが、「太平記」はそれらを史実どおりには描かない。「太平記」にみる正中の変は、「太平記」の世界の中で再構成され、元弘の乱の方向に引き寄せて書かれる。また日付の操作によって両事件の間の空白期間を減じ緊迫性を高める姿勢も窺える。こうして「太平記」は巻一の正中の変、巻二以降の元弘の乱とそれぞれに虚構を混えつつ緊密な構成を作りあげる。

ところが見て来た島津家本(吉川家本・今川家本も)は両事件の間に生起した事柄を丹念に描く。告文先例では持明院・大覚寺兩統確執の歴史を物語り、中宮御産祈禱・中原章房変死では後醍醐の討幕計画の高揚を記し、そのまま巻二の記事に連接して不思議でない。現に吉川家本は「為明卿歌事」までを巻一に含めるといふ。正中・元弘両事件の空白期間の歴史的事実を補なうという意図が在ったにしても、その結果は自然と「大覚寺一統に対してかなり裏面暴露的であり批判的」になったと言える。他本のように後醍醐の倒幕行動の上辺のみを描くのではない。討幕というものが単に一天皇の思いつきによるのではなく、血塗られた暗い歴史をも背負って存在したことを訴えるのだ。

以上綴纏述べ来た島津家本の異文は、しかし文体としては「太平記」の中に消化されており異和感は全く無い。巻一の諸記事は増補と看做されがちな本文を有するが、また案外に諸本の本文が未だ定着し

切らない流動的な状態であったころの相をも残存しているのかもしれない。現存巻一がかなり大幅な改訂を経たものであるという考えはほぼ定説化しているが、島津家本の特異記事がその改訂以前のものではないという確証もまた無い。そう考えれば、『太平記』との文体の同一性、天正本巻四の不自然な記事の問題の解決の道も生じよう。しかし、すべてこれ想像に係るのみである。

ともあれ、『参考太平記』以後否として行方の知れぬこの島津家本あるいはその転写本の出現を夢みつつ、蕪雑な稿を終える。

## 注

- 1、未見。矢代和夫「『草房歿死』記事について——覚え書き——」（『太平記研究』2号、昭和47年7月）に拠る。
- 2、未見。矢代和夫「<sup>陽明文</sup>陽明文太平記の紹介——対校本・今川家本・太平記補闕——」（『人文学報（東京都立大学）』96号、昭和48年3月）に拠る。
- 3、高橋貞一「太平記諸本の研究」（『京都市立西京高等学校研究紀要』3号、昭和28年7月）に拠れば豪華本にも「中原草房歿死事」がある由（74頁）だが、今川家本等と同じ記事か、それとも簡略なものかは未確認。
- 4、昭和18年10月改訂再版の續群書類従完成會太平洋社の刊本に拠る。以下「参考本」と略称し、引用の際は頁段を示す。
- 5、青木晃「天理図書館蔵『太平記抜書』」（『青須我波良』10号、昭和50年5月）。以下引用は該翻刻に拠り頁段を示し、明らかな誤脱は写真で訂す。
- 6、以下これらを「抜書」の類と略称する。また引用は支障ない限り天理本に拠る。
- 7、加美宏「『太平記抜書』の類ノート（続）——太平記の享受と研究にふれて——」（『学苑』381号、昭和46年9月）
- 8、高橋貞一「太平記諸本の研究（続）」（『京都市立西京高等学校研究紀要』5号、昭和33年7月）49頁。
- 9、亀田純一郎「太平記」（『岩波講座日本文学』第十四回配本、昭和7年7月）29頁。なお同18頁に拠れば該書は彰考館文庫所蔵本の謄写の由、彰考館本は焼失した。（『彰考館図書目録』昭和52年11月、八潮書店刊。85頁）
- 10、拙稿「太平記の伝本に関する基礎的報告」（『軍記研究ノート』5号、昭和50年8月）
- 11、長谷川端「神宮徴古館蔵太平記の位置について」（『中京大学文学部紀要』11巻3号、昭和52年3月）
- 12、全四十巻のうち、巻十・十五・二十二・二十三・二十四を欠く。
- 13、天理本に拠る。50頁上。
- 14、注8の論文
- 15、注7の論文
- 16、波線部については注30参照。
- 17、注8の論文
- 18、この場合、注9の彰考館本である可能性が強い。
- 19、前田育徳会尊経閣文庫「玄玖本太平記（一）」（昭和48年10月）昭和50年2月、勉誠社刊）に拠る。なお以下、特に断わらない限り「太平記」の引用は玄玖本に拠る。
- 20、ここまでは玄玖本で示す。（→209頁）
- 21、古典文学大系「太平記一」の解説に拠れば慶長十五年片仮名交り十二行古活字本・元和二年片仮名交り十二行古活字本。（15頁）
- 22、4頁の表の番号を示す。
- 23、注1の論文。
- 24、後醍醐天皇の諸皇子に関する記述は、例えば「参考本」（6～7頁）に見える如く、諸本による錯綜甚だしく一度整理が必要である。

- 25、注7の論文。
- 26、「新校群書類従」巻六十、450頁。
- 27、388頁。
- 28、石井順子「増鏡の性格」(「国文」7号、昭和32年7月、のち「日本文学研究資料叢書 歴史物語Ⅰ」昭和48年7月、有精堂刊、に再収)は、こうした虚構に「増鏡」の性格の一端をみる。(初出32頁、再収29頁)
- 29、522頁上。
- 30、4頁に引用した天理本の僧名列挙のうち波線を付した僧が「増鏡」に一致する。
- 31、引用は天理図書館蔵写本「東寺記」(西荘文庫旧蔵)第一冊に拠る。五月十七日の条は「参考本」25頁上も引くが、小異ある。
- 32、写本で一二分弱。
- 33、今井正之助「太平記改修の一痕跡——建武年間の日付の検討から——」(「長崎大学教育学部人文科学研究报告」28号、昭和54年3月)「参考本」109頁下参照。
- 34、「参考本」109頁下参照。
- 35、天正本の類は「建武二年九月十一日」とする。
- 36、850頁。
- 37、「大日本史料」第六編之一、755頁。
- 38、なお明法家中原氏については布施彌平治「明法道の研究」(昭和41年9月、新生社刊)、及び今江広道「法家中原氏系図考証」(「書院部紀要」27号、昭和51年2月)参照。
- 39、鈴木登美恵「天正本太平記の考察」(「中世文学」12号、昭和42年5月)。
- 40、天正本の類の巻二冒頭は、他本に無い正中元年の石清水・賀茂行幸、後宇多院崩御を記し、その後南都北嶺行幸と続く。
- 41、鈴木登美恵「太平記構想論序説——巻一の考察——」(「国文」12号、昭和35年2月)
- 42、拙稿「太平記における日付表記——巻一・巻二の構想をめぐって——」(「軍記と語り物」14号、昭和53年1月)
- 43、注1の論文。なお高橋貞一「太平記諸本の研究(その三)」(「京都市立西京高等学校研究紀要・人文科学」7輯、昭和35年7月)に拠れば、釜田本は巻一に島津家本の如き異文を持たないが「為明朝臣拷問事」までを巻一とする。また高橋貞一「吉川本太平記についての覚書(上)」(「仏教大学通信教育部論集」25号、昭和44年4月)の紹介に拠れば、吉川家本巻一の目録のみからは告文先例等の異文ある伝本とは判らない。これは今川家本・島津家本の場合も同様。
- 44、注1の論文。
- (付記)
- 諸本の閲覧及び写真撮影に御高配賜りました市立米沢図書館・彰考館文庫・国立国会図書館・国立公文書館・斯道文庫・西尾市立図書館・神宮文庫・神宮徴古館・陽明文庫・天理図書館他の方々に深謝申し上げます。
- (79・9・30)

A Note on *Taiheiki* of the Shimazu's Text

Shigeyuki NAGASAKA

**Summary**

This paper is a consideration of *Taiheiki* of the Shimazu's text, which has been lost, in terms of its extractive version and *Sankô-Taiheiki*.